

# 川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱

制 定 平成22年4月1日（市長決裁）

## （目的）

第1条 この要綱は、不動産を賃借して、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に定める民間保育所（以下「保育所」という。）を設置するにあたり、保育所の整備期間に要する賃借に係る経費を対象として、予算の範囲内において民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育所の整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

## （補助対象者）

第2条 この要綱において補助の対象者は、本市が計画し、かつ決定した保育所の設置・運営法人等であって、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）の審査基準を満たす者（政治的目的のために結成された法人等を除く。）とする。

2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は、補助の対象としないものとする。

## （補助対象経費）

第3条 この補助金の対象経費は、保育所の開設前の整備期間において園舎等（当該園舎に付帯し園庭として使用する土地及び設備等で賃借にあたり不可分と判断されるものを含む。）の整備物件等を賃借する場合に、これに要する経費とする。

## （補助対象期間及び補助金交付額）

第4条 定員が60名以上の保育所にあつては、補助対象期間は6か月を限度として実際に要する期間（1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）とし、補助金交付額は、第2条に規定する補助対象者と施設の所有者が締結した契約における当該施設の補助対象期間における賃借料の所要額と、別表第1の「基準面積」に「補助基準単価」及び補助対象期間を乗じて得られた補助基準額とを比較して少ない額とする。ただし、交付にあたっては1,000円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 定員が60名未満の保育所にあつては、補助対象期間は4か月を限度として実際に要する期間（1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）とし、補助金交付額は、第2条に規定する補助対象者と施設の所有者が締結した契約にお

ける当該施設の補助対象期間における賃借料の所要額と、別表第2の「補助基準単価」に補助対象期間を乗じて得られた補助基準額とを比較して少ない額とする。

#### (交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の申請の内容を変更する場合は、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金変更交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

#### (交付決定及び決定通知)

第6条 市長は、前条に定める補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに申請者宛て通知するものとする。

2 前項の通知は、交付することを決定したときには、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金交付決定通知書（第3号様式）により、交付しないことを決定したときには、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金不交付決定通知書（第4号様式）により行う。

#### (補助内容の変更等)

第7条 この補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### (状況報告)

第8条 市長は、補助事業の円滑な遂行を図るため、その実施状況について、この補助金の交付を受けた者に対し報告を求めることができる。

#### (決定の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当したときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

### **(補助金の返還)**

第10条 市長は、前条により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときには、期限を定め、この補助金の交付を受けた者に対し返還を命ずるものとする。

### **(事業実績報告)**

第11条 この補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき又は補助事業の中止の承認を受けたときは、速やかに実地検査を受けるとともに、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）により、事業の実績を市長に報告しなければならない。

### **(補助金額の確定等通知)**

第12条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金額確定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額と、第6条第1項に規定する交付の決定の額が同額の場合には、賃借料補助金額確定通知書による通知は省略することができるものとする。

### **(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)**

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合は、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

### **(書類の整備等)**

第14条 この補助金の交付を受けた者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

項目	基準面積	補助基準単価
園舎(付帯設備を含む。)	附表に定める補助基準面積の範囲内で実際に要する面積とする。	月額 1㎡当り 1,300円
園庭	園舎に付帯し、賃貸借契約上、密接不可分であって、認可基準を満たす園庭について、2歳以上定員数に6.6㎡を乗じた面積と実園庭面積のうち、小さい方の面積とする。	同上

別表第2（第4条関係）

補助基準単価
月額 451,500円

附表（第4条関係）

補助基準面積	
基本面積+加算面積	
基本面積	
定員区分別の1人当り面積×定員	
定員区分	1人当り面積
60～90人	7.4 m <sup>2</sup>
91～120人	7.2 m <sup>2</sup>
121～150人	7.0 m <sup>2</sup>
151～180人	6.7 m <sup>2</sup>
181～210人	6.6 m <sup>2</sup>
211～240人	6.5 m <sup>2</sup>
241～270人	6.4 m <sup>2</sup>
271人以上	市長が承認した面積
加算面積	
低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36.0 m <sup>2</sup>
一時保育室併設加算面積	67.0 m <sup>2</sup>
地域子育て支援センター併設加算面積	80.3 m <sup>2</sup>